

「来年の税制改正について②」

今回は、前回書ききれなかった所得税制に組み込んだ3つのメカニズムについて触れたいと思います。日本の所得税は、税率を掛ける前に「所得控除」で課税所得を減額します。例えば年収が300万円として、所得控除が仮に120万円としたら、残りの180万円に税率を掛けて税額を決めるという具合です。所得控除の種類はたくさんあり、実際はとても複雑な計算になりますが、通常お勤めの皆さんは会社が税額計算をして、源泉徴収等で代理徴収や年末調整による還付等をしてくれるし、実際多くの方々は所得税よりも消費税の方をたくさん払っているので、所得税額を気にしてない人は多いと思います。でも高額所得者は所得税を莫大に払っているのです、所得税制改正にはとても気をもんでいます。

今回の所得税制改革は高所得者への税負担を高める方向なので、高所得者にとっては嫌な話です。しかしかつては累進課税があまりに過酷で、最高税率が90%程もあつた時代もありましたが、そこまでやると今は高額所得者は海外脱出してしまいます。実際にカナダやシンガポール等に移住して資産移転をしてみました。そうすると日本は税金を取れなくなつてしまいますから、お金持ちをいじめ過ぎると逆に国は貧乏になつてしまいます。ですから高所得者に国を捨てる決意をさせてしまうほど酷い税率を課してもいけないんです。

今回の改革はそんな酷い話ではなくて、低所得者以上に税金優遇になつている部分を是正する話で、税額的に

も高所得者の支払っている所得税の総額からすれば、あまり大きな税額変動をもたらすものではありませんから、冷静に捉えていただきたいと思います。

今回はこの所得控除でも大きな控除である、給与所得控除と公的年金控除と基礎控除についての改革です。もとと給与所得控除は仕事の経費見合を控除する為に作られたのですが、その額が実際に比べて相当過大になつていました。外国と比べると高所得になるほど何倍も過大なのです。それで今は年収1000万円の控除額を天井にしていますが、今回はそれを850万円まで引き下げようとしています。

また公的年金で暮らす方も給与所得控除同等の控除をということ、給与所得控除並の控除制度が作られて

いますが、今回はこれにも年収1000万円を天井を作ることになりました。これが新しい第1のメカニズムです。それと、請負や自営の方々の控除を増やす為に基礎控除の方に給与所得控除と公的年金控除を10万円振り替えることにしました。これが第2のメカニズムです。そして所得控除が高所得者ほど税額が有利になる事を是正する為に、年収2500万円以上の方には基礎控除を失くすことにしました。これが第3のメカニズムです。今回の税制改正では税額の変動は大きくありませんが、このメカニズムによって徐々に所得再配分が進んでいく事になります。

Facebookでも活動報告を行っています。(Facebookアドレス) <https://www.facebook.com/anamiyoichi>

皆様のご意見をお聞かせください! お待ちしています。

あ な み よ う い ち

衆議院議員

穴見陽一

後援会
事務所



〒870-1133 大分市大字宮崎867-18 TEL.097-567-1319 FAX.097-567-2010

<http://www.anamin.net> E-mail:info@anamin.net